

第6 認知症施策の推進

<現状と課題>

- 本県における65歳以上高齢者に対する認知症の人の割合は、高齢化の進行に伴い今後も増加が見込まれており、令和7(2025)年には約5人に1人、令和22(2040)年には約4人に1人になると推計されています。
- 認知症は、誰もがなりうることから、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていく共生社会の実現を推進していく必要があります。
- 地域や職域における認知症に対する理解を更に進めるとともに、認知症の人やその家族を支援する人材の養成や市町の認知症施策の取組が円滑に実施されるよう早期発見・診断・対応、サービス提供体制の充実が必要です。
- 国の示した調査結果では、若年性認知症の有病者数は全国で3.57万人(18-64歳人口における人口10万人当たり50.9人)と推計されており、本県における有病者数は約400人と見込まれています。本人や配偶者が現役世代であり、本人だけでなく、家族の生活への影響が大きくなりやすいことから、若年性認知症の人やその家族を支援する人材の養成、支援体制の整備が必要です。
- 地域の多様な人的資源や社会資源並びにそのネットワークを活用し、認知症の人とその家族が暮らしやすい環境整備や地域づくりを進めていく必要があります。

<七次プランの数値目標の達成状況>

(単位：人)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
認知症サポーター養成数(累計)	139,415	164,000	156,307	68.7%

▼ 市町との連携した取組により、順調に推移しています。

(単位：市町)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
認知症の人本人の発信支援や施策の企画等への参画に取り組む市町数	4	14	11	70.0%

▼ 市町との連携した取組により、順調に推移しています。

(単位：人)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
認知症サポート医養成数(累計)	164	194	212	160.0%

▼ 関係団体と連携し、受講者は順調に増加し、目標を達成しています。

(単位：市町)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
かかりつけ医認知症対応力 向上研修修了者数（累計）	1,039	1,450	1,252	51.8%

▼ 新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を下回っていますが、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数（累計）は着実に増加しています。

(単位：箇所)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	見込値(R4年度)	達成率
認知症カフェの設置数	106	150	110	9.1%

▼ 新たな認知症カフェの設置は進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により廃止するカフェもあり、認知症カフェの設置数は、全体として横ばいとなっています。

<取組方針>

高齢化の進行に伴い、認知症の人の増加が見込まれることから、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。

1 認知症に関する理解促進と本人発信支援

共生社会の実現を推進するため、小・中学生を含む幅広い年代の住民をはじめ、認知症の人と地域で関わる機会が多い企業などの職域に対して、認知症に関する知識の普及啓発を図り、正しい理解を促進します。

また、令和5年度に設置した認知症本人大使「やまぐち希望大使」や認知症の人が、生きがいや希望を持って暮らしている姿や思い等を発信することを通じて、認知症の診断を受けた後の生活への安心感や、早期診断・早期対応の重要性等に関する啓発が図られ、多くの人の希望につながることから、本人からの発信と社会参画を支援し、認知症に関する社会の理解を深めます。

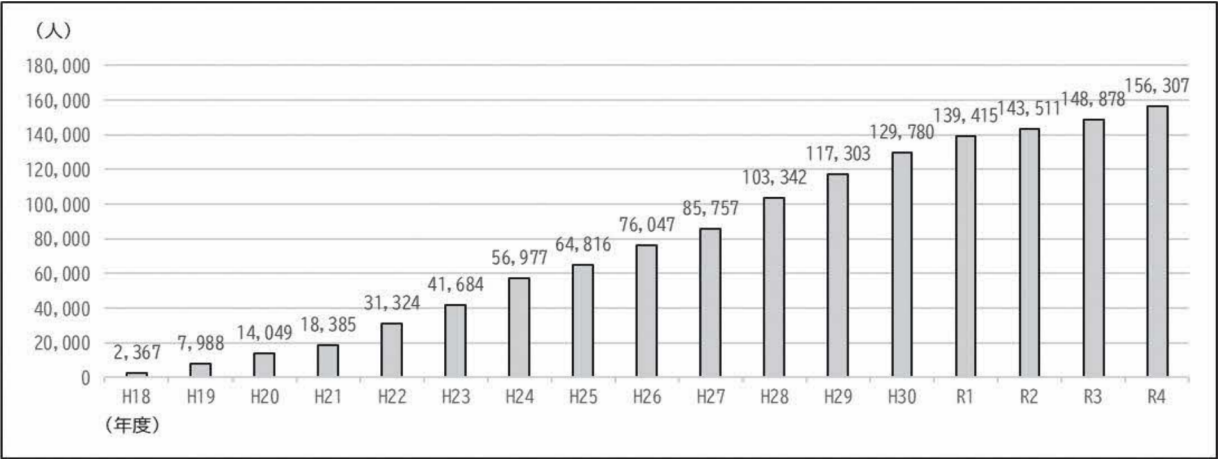
(1) 認知症に関する啓発活動の実施

- 認知症の早期発見・早期対応や認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進するため、認知症の原因とその予防、認知症に対する画一的で否定的なイメージの払拭、認知症の人に対する適切な介護のあり方等、正しい理解や各種施策について、各年代や対象に応じた適切な方法での普及啓発を推進します。
- 認知症の日（毎年9月21日）を含む9月の認知症月間を中心に、街頭キャンペーンや健康相談、講演会等を県内全域で集中的に実施することにより、普及啓発の一層の促進を図ります。

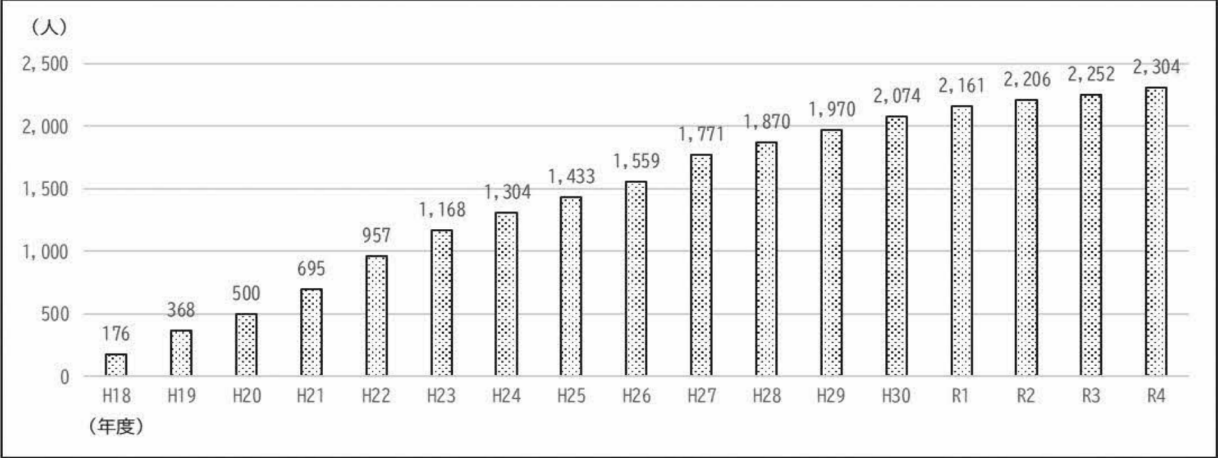
(2) 認知症サポーター等の養成

- 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターや認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成等により、認知症に関する正しい知識の普及を促進します。

【図3-I-6-1】認知症サポーター養成数（累計）



【図3-I-6-2】認知症キャラバン・メイト養成数（累計）



〔数値目標23〕認知症サポーターの養成

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
認知症サポーター養成数（累計）	156,307人	187,100人

- 特に、認知症の人と地域で関わることが多い職域の従業員等や人格形成の重要な時期である子どもや学生に対する認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及や身近な地域での見守り支援体制づくりを促進します。

(3) 認知症の人本人からの発信支援

- 認知症の人が仲間と出会い、自分の思いや希望、必要としていることを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の開催や市町等への情報提供を通じて、認知症の人本人からの発信支援等に関する市町の取組を促進します。
- 先進地における認知症の人本人の声を活かした取組や認知症の人本人からのメッセージを学ぶ機会を通じて、認知症の人本人の視点を市町における認知症施策の企画・立案や評価に反映させることを推進します。
- 令和5年度に設置した認知症本人大使「やまぐち希望大使」や認知症の人が、生きがいや希望を持って暮らしている姿や思い等を発信することを通じて、認知症の診断を受けた後の生活への安心感や、早期診断・早期対応の重要性等に関する啓発が図られ、多くの人の希望につながることから、本人からの発信と社会参画を支援します。

〔数値目標24〕 認知症の人本人の発信支援や施策の企画等への参画

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
認知症の人本人の発信支援や施策の企画等への参画に取り組む市町数	11市町	19市町

2 認知症の予防及び容態に応じた施策の推進

適切な運動や栄養改善、生活習慣病予防など日常生活における取組による認知症予防を推進するとともに、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等に努め、認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、容態に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、早期発見・診断・対応やサービス提供体制の整備など各種施策を推進します。

(1) 予防の推進

- 適切な運動や栄養改善、生活習慣病予防など日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高く、社会参加と社会的な支援が健康と幸福に強く結びつき、社会的孤立を防ぐことから、市町における介護予防・日常生活支援総合事業や健康教育等の取組を促進します。
- 身近な地域での生きがい・健康づくり活動の場である「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」等を活用した認知症予防の取組を促進します。
- 対象者が交流の場や健康教育等を積極的に利用するよう、認知症地域支援推進

員等による働きかけや広報の活用など、利用勧奨や情報提供を促進します。

※ 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

(2) 早期の発見・診断・対応

- 認知症は、早い段階での適切な対応により、進行の抑制や症状の改善が期待できることから、高齢者等の保健医療・介護等に関する地域の相談窓口である地域包括支援センターを中心とした早期発見・早期対応の取組を支援します。
- やまぐちオレンジドクター(山口県もの忘れ・認知症相談医。以下「オレンジドクター」という。)による相談支援、かかりつけ医による健康管理、かかりつけ歯科医による口腔機能の管理及びかかりつけ薬剤師・薬局による服薬指導等を通じた認知症の早期発見や専門医療機関への紹介等による早期診断を推進します。
- やまぐちPREMIUMオレンジドクター(オレンジドクターの診療の支援を行う相談医)や認知症サポート医を中心として、かかりつけ医、歯科医師及び薬剤師に対する相談助言を行うとともに、認知症対応力を向上させるための研修等を行います。

〔数値目標25〕 認知症サポート医の養成

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
認知症サポート医養成数(累計)	212人	288人

〔数値目標26〕 かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数(累計)	1,252人	1,544人

- また、県民等に対し、認知症疾患医療センター等の認知症に関する専門医療機関の情報や身近で気軽に相談できるオレンジドクター、地域包括支援センターなどの相談窓口の情報等を周知するなど、早期診断につながる環境づくりを推進します。
- 複数の専門職が認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置する市町や関係機関に、その効果的な活動や運営に資する情報を提供すること等により、初期集中支援体制の

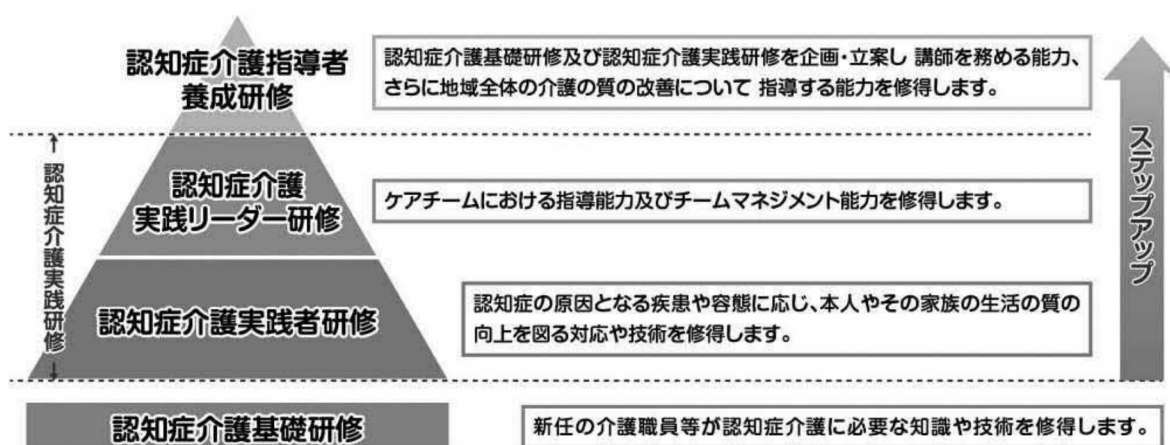
取組を支援します。

- 認知症の早期発見・早期対応につなげるため、相談機関や医療、介護の連携強化など、医療機関や地域包括支援センター等によるネットワークの整備を促進します。

(3) 容態に応じた良質かつ適切なケア

- 個人の認知症の容態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか、具体的な医療やケア等の提供内容を示す認知症ケアパスを活用し、認知症の人の意向と能力を尊重しつつ、認知症の人や家族からの相談等への対応等を行う認知症地域支援推進員の取組を促進します。
- 認知症の初期の段階では、認知症の進行防止や家族との良好な人間関係の維持等が主な支援目標となることを踏まえ、保健師等による訪問指導や認知症カフェの活用支援等を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業による進行予防のためのサービスの提供を促進します。
- 認知症の中期の段階では、能力を活かし、自立した日常生活や尊厳ある暮らしの継続が主な支援目標となることを踏まえ、できる限り在宅生活を継続していけるよう、家族への支援をはじめ、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等の身近な介護サービスや障害福祉サービスの利用など、認知症の人の容態に応じた良質かつ適切なサービスの提供を促進します。
- 認知症の後期の段階では、住み慣れた地域での安定した生活の維持等が主な支援目標となることを踏まえ、医療機関等と連携しながら、認知症対応型共同生活介護や施設ケア等の良質かつ適切な介護サービスの提供を促進します。
- 認知症の人のそれぞれの容態に応じた本人主体の介護を担う人材を養成するため、介護経験年数等に応じた研修等を行います。

【図3-I-6-3】認知症介護実践者等養成研修体系



資料「認知症介護研究・研修センター」

- 歯科医師及び薬剤師に対して、認知症の人本人を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性を習得するための研修を実施し、認知症の人の状況に応じた支援体制づくりを推進します。
- 病院勤務の管理的立場にいる看護職員に対し、医療と介護の連携の重要性や認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置、身体合併症等への適切な対応を促進します。
- 著しい行動障害や精神症状を有する認知症の人については、重度認知症患者デイケアや認知症病棟を有する専門医療機関等との連携の下、適切なケアの提供を促進します。

(4) サービス提供体制の充実・強化

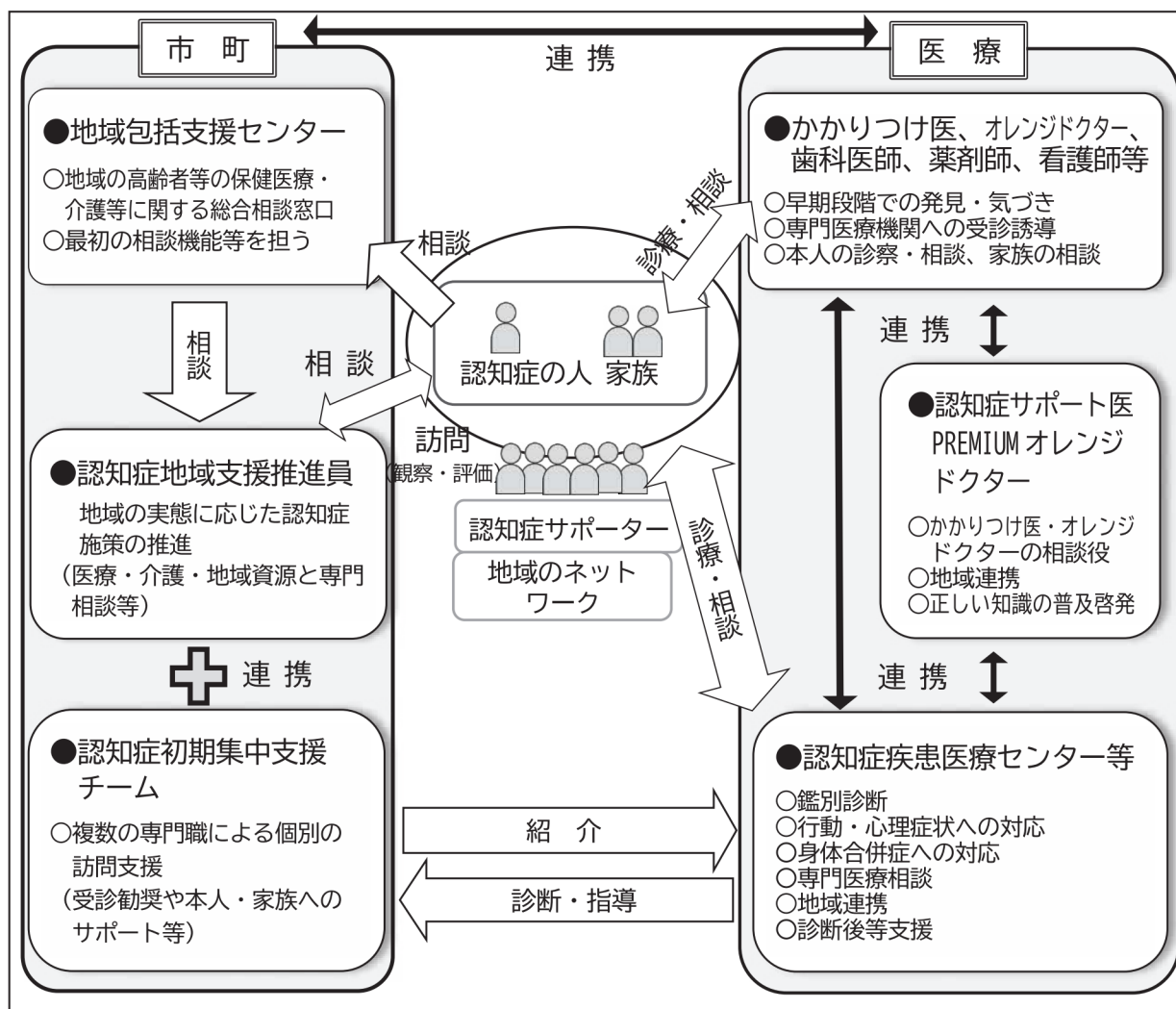
- 認知症疾患医療センターを中核とした専門医療機関における認知症の鑑別診断や専門医療相談、行動・心理症状の急性期・身体合併症への対応、診断後の相談支援、医療情報の提供など、医療サービスの提供体制を強化します。
- 認知症の早期発見やケア、本人や家族の支援に関わる医療・介護等専門職に対し、経験に応じた専門的な知識・技術を修得させる研修を実施し、認知症医療・介護水準の向上を図ります。
- 認知症ケアの質的な向上を図るため、「アルツハイマー型」、「レビー小体型」、「脳血管性」、「前頭側頭型」等のタイプ別の認知症の特徴を踏まえた対応方法や、認知症の行動・心理症状（BPSD）に対する適切なケア方法の普及等をはじめ、「パーソン・センタード・ケア」などの認知症ケアの手法等の情報を医療・介護関係者等へ適切に提供します。

(5) 地域の実情に応じた医療・介護サービスの円滑な連携の推進

- かかりつけ医、専門医療機関及び地域包括支援センター等との連携推進役となる認知症サポート医、認知症介護関係研修の企画・講師役となる認知症介護指導者の養成・資質向上を図り、認知症の容態に応じて医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を促進します。
- 市町や医療機関・介護施設等関係機関が集まり、認知症に関わる医療・介護連携に必要な情報連携の方法等を検討する会議を開催し、関係機関の連携強化を図ります。
- 認知症疾患医療センターに配置される介護サービス等との連携担当者の活用や、医療・介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員の地域包括支援センター等への配置促進等、医療と介護の切れ目のないサービスの提供体制の構築を促進します。
- 認知症疾患医療センターにおける地域の関係機関との調整、助言、支援機能の強化に向けた取組を支援します。

- 認知症の人の在宅生活を支援するため、地域包括支援センターを中心に、インフォーマルな関係者をはじめ、オレンジドクターやかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師、訪問看護ステーション看護師、介護支援専門員、認知症地域支援推進員等の多職種の関係者が緊密に連携したきめ細かなサービスの提供を促進します。

【図3-I-6-4】認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供



3 若年性認知症の人に対する支援

若年性認知症の人が、発症初期の段階から、症状、社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、意欲や能力に応じた雇用の継続、適切な支援や社会参加の機会の確保ができるよう、若年性認知症に対する理解を深め、就労に関する支援や介護サービス・障害福祉サービス等を含めた支援体制の整備を促進します。

- 若年性認知症については、本人や周囲の人が何らかの異常には気付いても、疲れや更年期障害等と思い込み、受診が遅れることが多いことから、若年性認知症についての普及啓発を一層進め、若年性認知症の早期発見・早期診断体制の構築を促進します。
- 若年性認知症は、現役世代に発症するため、本人とその家族の経済的・社会的負担が増すなど、家庭環境に大きな影響が出ることも多く、早期発見・早期診断・診断後の生活支援の必要性等について、地域住民をはじめ、医療・介護・行政関係者等への正しい知識の普及を促進します。
- 若年性認知症に関する相談について、国の「若年性認知症コールセンター」等と連携し、若年性認知症支援コーディネーターが県の専用窓口で相談に応じるとともに、地域包括支援センター等と連携して対応するなど、相談体制の充実を図ります。
また、本人とその家族への支援について、認知症地域支援推進員を中心に、適切な医療・介護・障害福祉サービスの提供を促進します。
- 若年性認知症支援コーディネーター等が中心となり、企業やハローワーク等と連携し、就労支援等の社会参加支援を行います。
- 企業や産業医等に対し、様々な機会を捉えて、若年性認知症に対する理解の促進や雇用の継続、就労の支援について普及啓発を図ります。
- 若年性認知症のステージに応じて、本人ミーティングや若年性認知症の人のための認知症カフェ、介護サービスや障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、行政の関係部署及び関係機関の連携を密にするなど、支援体制の充実を促進します。
- 若年性認知症の人に適したサービスの提供体制が進むよう、関連事業者等に対し、必要な情報提供を行います。

4 認知症の人や家族が希望を持って暮らせる地域づくり

認知症の人とその家族の暮らしを社会全体で支えていけるよう、地域の多様な人的資源・社会資源からなるネットワークづくりを進めることにより、認知症の人が地域の人々と支え合いながら共生し、尊厳を保持しつつ希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを促進します。

(1) 認知症の人とその家族の視点を重視した地域づくりの促進

- かかりつけ医や介護施設等と連携した相談活動や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の効果的な活動推進等、市町や地域包括支援センター等における相談体制の充実に向けた取組を支援します。
- 身近な相談機関では対応が困難なものは、健康福祉センター、精神保健福祉セ

ンター、認知症疾患医療センター等の広域的な専門相談機関において、関係機関と連携し適切に対応します。

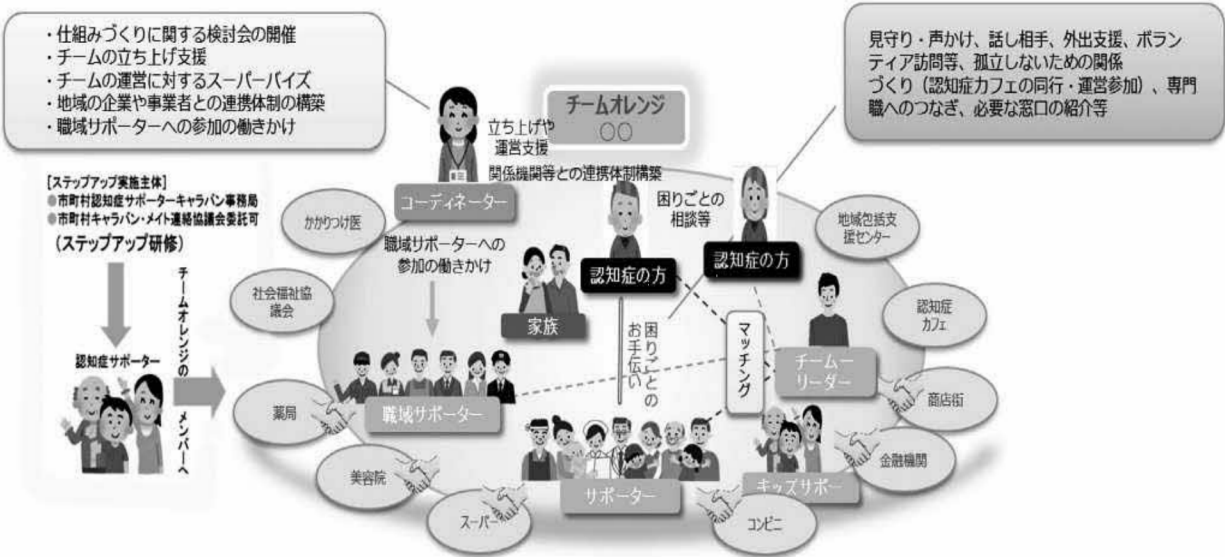
- 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりを目指し、認知症地域支援推進員等を中心とした社会参加の促進に向けた市町の取組を支援します。
- 市町や市町が支援する認知症カフェ等が実施する啓発事業や研修会、ピアサポート活動に認知症の人を派遣し、各地域における認知症の人の視点に立った施策の推進と認知症当事者の社会参加の促進を図ります。
- 市町が実施する認知症カフェ等について、市町や関係機関に、先進的に取り組んでいる地域の情報の提供や情報交換の場を提供するなど、その取組が継続、促進するよう支援します。

〔数値目標27〕 認知症カフェの設置

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
認知症カフェの設置数	110箇所	142箇所

- 認知症の人やその家族が交流会や学習会を通じてお互いを支え合う「家族介護者の会」などの情報を、家族や関係機関等に適切に提供するなど、介護経験を活かした相談や支援活動などのピアサポートを促進します。
- 認知症サポーター等がチームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」の市町における構築を促進し、地域の支援体制を強化します。

【図3-I-6-5】 チームオレンジのイメージ図



資料「厚生労働省資料」

〔数値目標28〕 チームオレンジの設置

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
チームオレンジを設置している市町数	6 市町	19市町

(2) 地域の実情に応じた見守り支援体制づくりの促進

- 地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉等関係機関や家族介護者の会、民生委員、地域住民との連携を図り、地域の実情に応じた認知症の人やその家族を見守り支援するネットワークの形成を促進します。
- 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成、チームオレンジの構築等により、地域包括支援センターを中心とした見守りネットワークの強化を促進します。
- 認知症の人の行方不明による事故防止を含めた支援を強化するため、行方不明事案認知時における見守りネットワーク等を活用しての早期発見・保護や関係機関が連携してのアフターケア等、官民一体となった「認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク」の整備・充実を促進します。
- 地域住民等が幅広く参加する捜索協力の模擬訓練の実施等を通じて、「認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク」の活性化を促進します。
- 認知症の人の行方・身元不明事案に対しては、市町や他都道府県、警察等関係機関での情報の共有を行い、行方・身元不明状態の長期化の防止を図ります。

【図3-I-6-6】認知症高齢者等行方不明者の発見・保護のためのネットワーク

